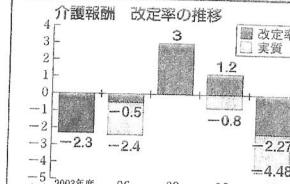


どうなる
介護報酬

「削減」へ方針

深刻な現場 充実に逆行

介護サービスへ費用の公定面価格となる介護報酬の2010-18年度改定に向けた議論が、厚生労働省の社会保険審議会介護給付費分科会で進められています。報酬変更は、サービス内容に大きな影響を及ぼします。議論のポイントを見てみます。



※06年度は、前年の改定(施設の食費・居住費の
保険外負担)・1.9%を含めると-2.4%
※12年度は、処遇改善加算+2%をのぞくと-0.8%
※15年度は、前年の消費税対応や処遇改善加算
などをのぞくと実質-4.43%
(厚労省資料などから作成)

政府は18年度予算の社会保障費の自然増分を、63000億円と見込んだ。概算要求基準を認めました。(7月20日、閣議決定)。18年度までの3年間は、高齢化に伴う自然増分を毎年5000億円程度に抑えるという「改革方針」があるため、13000億円ほど圧縮されることになります。この結果、総報削減導入によって18年度同時改定となる診療報酬と介護報酬の議論が進められます。

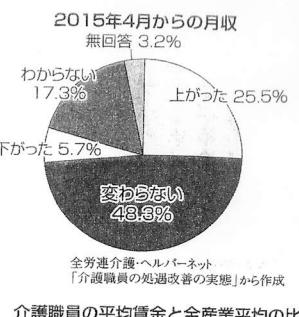
抑制した官僚体への「日政優遇」などの新たなな
き下げでした。「介護難職」、全産業の
介護報酬は2~27%の引
き下げるが、これが差
引くと「圧縮に尺度がつ
いているのは100億~
200億円程度」(日本
経)7月21日付と見ら
れています。

改定後約16年には介護報酬が過去最多となりました。深刻な介護報酬の現場を充実の方針に切り替えるには、介護報酬の引き上げが喫緊の課題です。

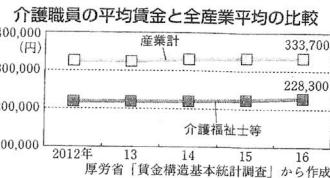
2 102 2 102 1 102

ど うなる 介護報酬

遭遇改善加算



全労連介護・ヘルパーネット
「介護職員の待遇改善の実態」から作成



基本給まで回らない実態

労働による介護現場の深刻な人手不足を改善するには、介護報酬の引き上げが必要です。

過去4回の調査結果によると、介護職員の年収は、2016年と比較して約1万3千円増えたにすぎません。この年収は、前年比で400円です。

に介護職員の給与を月額平均1万円程度引き上げる処遇改善加算を新たに設け、臨時の報酬改定を行いました。しかし、特別の加算を設けても、介護報酬の実質的な削減が介護事業所の運営を圧迫

の、全産業平均の33万3千円を約10万円も下回る低い水準です。

政府は介護職員の処遇改善について、09年度から15年度までの4回の報酬改定で、合計4万3千円（月額）の効果があつたと説明してきました。しかし15年度調査では、手当や一時金を除くと基本給の増額は2950円

ヘルバネット、16年10月公表による、「15年度改定の賃金改定について、月収が「変わらない」が48・3%、「下がった」が5・7%と回答。割合以上の人気が処遇改善の「実感がない」と答えていました。

処遇改善を求める運動や、野党4党による介護職員の賃上げ法案提出に押

し、職員の基本給引き上げにまで回らないのが懸念です。

18年度報酬改定では、臨時改定分を含め職員待遇改善と事業所をえる介護報酬全体の引き上げが求められています。介護報酬を引き下げる一方で、特別加算などを増やす安倍政権のやり方は小手先の対応でしかありません。(つづけ)

削減し民間の家事代行へ

生活援助

訪問介護・通所介護が保険給付から外され、市町村が運営する安上がりな「総合事業」に移行され

要介護度	要介護区分ごとの高齢者の状態像の例
要支援 1	掃除等の身の回りの世話の一部に見守りや手助けが必要
要支援 2	要介護 1相当のうち、心身の状態が安定している
要介護 1	身の回りの世話に見守りや手助けが必要。食事・排せつはほとんど自分でできる
要介護 2	立ち上がり、歩行や両足での立位保持等に支えが必要
要介護 3	身の回りの世話、立ち上がり等が自分一人でできない。排せつが自分でできない
要介護 4	身の回りの世話、立ち上がり等がほとんどできない。歩行等が自分一人でできない
要介護 5	身の回りの世話、立ち上がり、歩行、排せつや食事がほとんどできない

(東京都社会福祉協議会「介護保険とは…」から抜粋)

どうなる
介護報酬

削減し民間の家事代行へ

政府は、在宅介護で提供される「生活援助サービス」の切り捨てを進めています。来年度の予算編成に向けた「経済財政運営と改革の基本方針」（骨太方針2017）では、「生活援助を中心とした訪問介護を行なう場合の人員基準の緩和やそれに応じた報酬の設定を議論し、18年度介護報酬改定で対応する」としています。

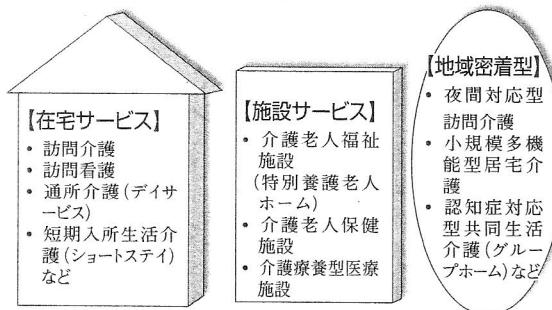
要介護度	要介護区分ごとの高齢者の状態像の例
要支援1	掃除等の身の回りの世話の一部に見守りや手助けが必要
要支援2	要介護1相当のうち、心身の状態が安定している
要介護1	身の回りの世話に見守りや手助けが必要。食事・排せつはほとんど自分でできる
要介護2	立ち上がり、歩行や両足での立位保持等に支えが必要
要介護3	身の回りの世話、立ち上がり等が自分一人でできない。排せつが自分でできない
要介護4	身の回りの世話、立ち上がり等がほとんどできない。歩行等が自分一人でできない
要介護5	身の回りの世話、立ち上がり、歩行、排せつや食事がほとんどできない

(東京都社会福祉協議会「介護保険とは…」から抜抜き)て議論した社会保障問題会議で、厚労省は財務省の案に沿った生活援助サービスの人員基準緩和を提案しました。これに対し、委員らは「生活援助は家事代行ではなく専門職だ」として、厳しい批判が繰り広げられました。あるわけではない」と、厳しい批判が繰り広げられました。生活援助切り捨て導入を断念せざるをえませんでしたが、18年報道収録日付

え、事業からの撤退等の提
ボランティアや無資格者を活用した「総合事業」への移行に拍車がかかります。

護保法改定に盛り込まれた生活援助切り捨て策を「報酬改定に求めるもの」です。生活援助の専門性を否定する議論をベースにして切り捨てる狙いです。生活援助への介護報酬引き下げは事業者の運営に深刻な影響・打撃を与える、事業からの撤退や、ボランティアや無資格者を活用した「総合事業」への移行に拍車がかかります。

介護サービスの類型



(つづく)

1/7は、要介護1・2の「軽度者」について、訪問介護の生活援助サービス（掃除・洗濯・調理など）の切り捨てを狙うことにも、「通所介護など他の給付の適正化」を掲げ、「機能の明確化・分化」の名による在宅サービスの給付抑制を求めています。

厚労省の社会保障審議会給付費分科会では、通所介護と通所リハビリーションの「違い」が分からず、「こと」を議論するなかで、「両サービスの役割分担」を明確にすることが提起されています。両サービスを比較し、通所リハビリで日常しき通所リハビリで日常しき

（つづく）

通所介護・短期入所

政府の「骨太方針2017」は、要介護1・2の「軽度者」について、訪問介護の生活援助サービス（掃除・洗濯・調理など）の切り捨てを狙うことにも、「通所介護など他の給付の適正化」を掲げ、「機能の明確化・分化」の名による在宅サービスの給付抑制を求めています。

生活の自立度や要介護度に「改善」がみられたとしまして。社会保障費抑制に躍起となっている財務省は財政制度等審議会、規模が小さい事業所での「預かり」中心の通所介護を

「機能明確化」と抑制要求

問題視しています。「機能訓練などを高いサービスを受ける割合が高い」と指摘し、通所介護を抑制する考え方を示しました。

（つづく）

「介護医療院」新設

ケア（末期医療）などの医療機能と「生活施設」としての機能を兼ね備えた施設にすると説明されますが、医療が必要な要介護者が、医師や看護師などの配置が少ない施設に移るのをえない状況下が心配されます。

厚労省は社会保障審議会給付費分科会（4月）で、介護医療院の施設・配置基準として、「介護医療院」新設により医療病床相当（利用者48人）と医師1人）との2種類を提示しました。床面積は老健施設相当（8平方メートル）とします。具体的な配置が少なくなると医師一人の配置が少なくなる老健施設相当（利用者100人）に医師一人）と医師1人）との2種類を示される予定です。

同分科会では、医療保険を財源とする介護医療院に移ることで、「介護医療院」に多くの影響するのではなく、その意見が出ました。厚労省が15年度介護報酬改定の効果を検証した調査では、85・5%の介護療養・病院が、患者の「退院が困難」と回答。長期療養入所者の「退院＝追い出」を狙ってきました。厚労省ですが、介護切り捨てに対する批判のなか、療養病床削減が進まない実態が浮き彫りになっています。

病床削減、質の低下懸念

（つづく）

18年3月末まで全廃（経過措置6年間）するのに伴い新設されます。

「日的な医学管理」や「看取り・ターミナル

介護医療院のイメージ

	介護医療院	
	(I)	(II)
主な利用者像	重篤な身体疾患有する者及び身体合併症を有する認知症高齢者等	左記と比べて、容態は比較的安定した者
施設基準	介護療養病床相当 医師 48対1 看護 6対1 介護 6対1	老健施設相当以上 医師 100対1 看護 3対1 介護※うち看護2/7程度
面積	老健施設相当 (8.0m ² /床)	
低所得者への配慮	補足給付の対象	

（厚労省資料から作成）

「介護医療院」新設はそうした対応の一環です。高齢者が長期にわたり療養する「介護療養病床」約6万一千床などを減らし、「在宅療養など」の移行・転換を進めています。

18年3月末まで全廃（経過措置6年間）するのに伴い新設されます。

「日的な医学管理」や「看取り・ターミナル

（つづく）

どうなる

6

共生型サービス

五題六題九題。

政府は「共生型サービス」で、高齢障害者が65



「共生型サービス」のイメージ（厚生労働省の資料から）

少なくない障害者が要支援1・2などの「軽度者」として要介護認定され、ボランティアや無資格者による「総合事業」の対象になります。

で、「介護保険法改定」によつて、「介護医療」といふものに新設されるのが「共生型サービス」です。介護保険、障害福祉にいずれかの指定を受けた事業所が、他方の制度の指定を受けやすいやうに基準を緩和し、高齢者介護と障害児・者の両方に対応できるようにするものであります。

具体的な人員基準などはこれから議論されます
が、内容の異なる障害福祉と介護保険のサービスを「一体化」することで、人員基準などがより「低い方」に合わせられ、賃の低下につながる懸念があります。

介護・障害福祉「一体化」先取り

用では、住民税非課税税率など町内負担はあるま
せんが、55歳を過ぎると「介護保険優先原則」に
より介護保険が適用され、自己負担や利用限度
が生じ、負担増やサービス打ち切り・縮小という
強い批判を受け、これで何度も否定されてき
ましたが、「共生サービス」として、報酬改定に盛り込
むことで、実質的に先ほどのことになりかね
ません。

(八三)

立は、改定介字典

7

介護報酬

財政優遇

改定介護保険法(5月)
成立は、自立支援・重
度化防止に向けた保険者
機能の強化のため、市
町村に「財政的インセン
ティブ(財政優遇)」を付
与する規定を整備すると
しました。「骨太方針2
〇一七」は、この整備方
針を受けた市町村の取り
組みを評価し、評価に応
じた「介護報酬のメリハ
リ付け」を掲げました。
「自立支援・重度化防
止」とは、できるだけ介
護保険からの給付を少な
くする狙いを言い換えた
ものです。給付抑制のた

給付抑制へ自治体競わす

めの市町村の主体的な取り組みを「保険看機能」だとして、取り組みが弱ければ市町村に「デメリット」となるようになるのが「財政的インセンティフ」の狙いであります。

市町村は国が求める「自立支援・重度化防止」にそった施策や目標を定め、国は給付抑制を効果的にするために設けた指標で市町村の実績を評価し、これとリンクした市町村への交付金で「インセンティフ」を付与します。要介護状態の「維持・改善」の度合いや地域ケア会議の開催状況などを実績として公表するとしています。

政府は、埼玉県和光市や大分県が「介護卒業」といって行っているサービス打ち切りを後押します。

し、介護認定率(65 安倍晋三首相は昨

歳以上に「ある」と回答を行ってきたことを「好事例」として挙げています。

せば別の自治体の交際費は減ることになり、上のペナルティー、り「負のインセンティフ」となります。財政のためには自治体は、定率引き下げ競争=削減に駆り立てられることになります。個々の業者は、自治体から立などの「結果」められることがあります。こうした「インセンティフ」の効果で、状態の「改善」が見られる利用者を優先的に入れ込む「選別」が起きるかねないと懸念されます。

月の未来投資会議で
「介護のバラタインメント」を
ト(価値額の転換)を担
こし、「介護が必要ない状態までの回復」を目指
すと表明しました。安堵さ
政権が掲げる「自立・
支援」の中身では、介護を受
けたが独立できたか
らの「のような装い」で「自立」
を押し付ける。社会保険
費削減ありきの報酬改定
にならなければなりません。
介護保険法は、介護が必要とされる人が「尊厳
を保持」し、「有する能力を
に応じて自立した日常生活
を営むことが目的」のう
ちに支援することを目的
としています(第1条)。これ
を実効あるものにする
介護報酬の引き上げが
求められています。